

令和7年2月6日  
烏山総合支所  
危機管理部

## オウム真理教問題対策（状況）について

### 1 現地の状況

信者の居住状況について、関係機関からの情報では、GSハイム烏山（南烏山6-30-19）に「ひかりの輪」信者5名程度が居住している模様である。

### 2 烏山地域オウム真理教対策住民協議会の活動状況

#### （1）会議の開催状況

第190回実行委員会（第254回事務局会議合同）

日 時 令和6年12月6日（金）午後1時30分～3時00分

第191回実行委員会（第255回事務局会議合同）

日 時 令和7年1月15日（水）午後1時30分～2時20分

### 3 オウム真理教問題講演会の開催

日 時 令和6年12月12日（木）午後3時30分～4時45分

場 所 砧区民会館「成城ホール」

演 題 「オウム真理教問題を風化させない」

講 師 公安調査庁職員

対 象 区民及び区職員

参加者数 134名

### 4 オウム真理教対策関係市区町連絡会の要請行動

日 時 令和6年12月13日（金）午後5時30分～6時15分

要 請 先 法務大臣、公安調査庁長官

要 請 内 容 別紙1及び別紙2のとおり

参 加 者 足立区長ほか市区町連絡会の自治体担当者及び足立区、世田谷区、滋賀県甲賀市の住民協議会代表、国会議員や都・区議会議員など46名

## 5 「アレフ」に対する公安調査庁の再発防止処分の請求

現在「アレフ」は、団体規制法で定められている報告すべき事項の一部を報告せず、無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の程度を把握することが困難な状況にあるとして、4回目の再発防止処分下にあり、その期間は令和6年9月21日から令和7年3月20日までの6か月間となっている。

公安調査庁は、報告の是正を求めるため指導文書を繰り返し発出してきたが、「アレフ」は指導文書の受取を拒否し指導に応じないため、1月27日に公安審査委員会に対して、5回目の再発防止処분을請求した。処分内容は、これまで同様に建物の全部使用禁止4施設及び建物の一部使用禁止施設12施設、金品の贈与を受けることの禁止を継続し、期間は6か月としている。

## 6 「パネルで振り返る地下鉄サリン事件（30年）」の開催（予定）

実施期間	令和7年3月10日（月）～24日（月）
場 所	区役所東棟MB1（半地下階）ホール、烏山区民センター1階ホワイエ
内 容	事件当時の写真パネルの展示
主 催	警視庁
共 催	烏山地域オウム真理教対策住民協議会

オウム真理教（アレフ、ひかりの輪、山田らの集団）対策は、「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」（以下「団体規制法」という。）に基づく国の対応が前提ですが、いまだ、地域住民の不安は払拭されず生活の平穏が脅かされています。

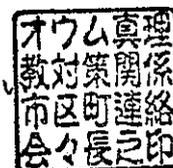
オウム真理教対策関係市区町連絡会は、地域住民の不安解消を図るため、当該団体の活動に対する規制を強化するとともに活動停止・解散に向けた、以下の事項について法整備を行い、適切な措置を講ずるよう要請いたします。

- 1 団体規制法に基づく、観察処分を更新すること。併せて、団体規制法の観察処分について、「3年を超えない期間を定めて処分を行うことができる」としているが、この観察処分の期限を撤廃すること。
- 2 観察処分を受けた団体が不動産を取得する場合（借受を含む）は、いかなる名義を問わず、団体規制法第8条を適用し禁止すること。
- 3 裁判所が執行する不動産競売への入札について、団体規制法第8条第1項第7号の規定に基づき、規制対象団体の役職員及び構成員は参加できないようにすること。  
また、役職員及び構成員であることが判明した場合は、裁判所が売却を不許可とする処分を行うか、売却許可後であっても公安審査委員会または公安調査庁や地方公共団体等から売却許可の取り消しの申し立てができるよう法整備を行うこと。
- 4 観察処分を受けた団体に対し、その活動および施設に関する情報を関係自治体に開示するよう義務付けること。
- 5 団体規制法に解散命令の規定を設けること。
- 6 団体規制法第8条に基づき、観察処分を受けた団体に対し課している再発防止処分について、処分の実効性を確保していくとともに、処分違反行為や処分潜脱行為への厳正な対処を行うこと。
- 7 麻原彰晃こと松本智津夫元死刑囚の遺骨について、国に対してその引き渡しを求める訴訟が提起され、一審では国が敗訴したと承知しているところ、遺骨をめぐる問題が大きな社会不安に発展しないよう、現状の保管態勢を維持するため引き続き訴訟対応に万全を期すとともに、国が永続的かつ安全・確実に遺骨を保管するための立法措置を講じること。

令和6年12月13日

法務大臣 鈴木馨祐様

オウム真理教対策関係市区町連絡会  
会長（足立区長） 近藤 や よ



## 要 請 書

オウム真理教（アレフ、ひかりの輪、山田らの集団）対策は、「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」（以下「団体規制法」という。）に基づく国の対応が前提ですが、いまだ、地域住民の不安は払拭されず生活の平穏が脅かされています。

オウム真理教対策関係市区町連絡会は、地域住民の不安解消を図るため、当該団体の活動に対する規制を強化するとともに活動停止・解散に向けた、以下の事項について法整備を行い、適切な措置を講ずるよう要請いたします。

- 1 団体規制法に基づく、観察処分を更新すること。併せて、団体規制法の観察処分について、「3年を超えない期間を定めて処分を行うことができる」としているが、この観察処分の期限を撤廃すること。
- 2 観察処分を受けた団体が不動産を取得する場合（借受を含む）は、いかなる名義を問わず、団体規制法第8条を適用し禁止すること。
- 3 裁判所が執行する不動産競売への入札について、団体規制法第8条第1項第7号の規定に基づき、規制対象団体の役職員及び構成員は参加できないようにすること。  
また、役職員及び構成員であることが判明した場合は、裁判所が売却を不許可とする処分を行うか、売却許可後であっても公安審査委員会または公安調査庁や地方公共団体等から売却許可の取り消しの申し立てができるよう法整備を行うこと。
- 4 観察処分を受けた団体に対し、その活動および施設に関する情報を関係自治体に開示するよう義務付けること。
- 5 団体規制法に解散命令の規定を設けること。
- 6 団体規制法第8条に基づき、観察処分を受けた団体に対し課している再発防止処分について、処分の実効性を確保していくとともに、処分違反行為や処分潜脱行為への厳正な対処を行うこと。
- 7 麻原彰晃こと松本智津夫元死刑囚の遺骨について、国に対してその引き渡しを求める訴訟が提起され、一審では国が敗訴したと承知しているところ、遺骨をめぐる問題が大きな社会不安に発展しないよう、現状の保管態勢を維持するため引き続き訴訟対応に万全を期すとともに、国が永続的かつ安全・確実に遺骨を保管するための立法措置を講じること。

令和6年12月13日

公安調査庁長官 田野尻 猛 様

オウム真理教対策関係市区町連絡会  
会長（足立区長） 近藤 や よ



# オウム対策住民協議会ニュース

烏山地域  
オウム真理教対策  
住民協議会

## オウム真理教

### 何が問題か!!

烏山地域オウム真理教対策住民協議会

会長 古馬 一行

明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願ひ申し上げます。

今年地下鉄サリン事件から30年、住民協議会の活動も25年になりました。25年も経つと世代が変わっており、多くの方がオウム真理教の何が問題なのか分からなくなっています。

オウム真理教はチベット・インド辺りで生まれた古代密教を下敷きにしていく。平安時代、唐に渡って古代密教の経典を持ち帰った弘法大師・空海は、その中に「危険な教義」がある事はわかってた。それは、殺した方が本人の為に考える時には殺してもいい、という教えだった。だが、人間の世界で人を殺せば平安時代でも殺人罪に当たる。だから敢えて、弘法大師はその部分に触れなかったが、オウム真理教はその部分だけを最大限に活用した。オウム真理教の歴史は殺人の歴史である

と言っていると思います。修行中に死んだ信者を焼却機で灰にして湖に捨てた事を皮切りに、それから敵対する立場の人達に、集団で殺人を行っていく。その頃にはサリンよりも猛毒なVXガスを作っていて、そのガスを液体にして対象者にかけたのである。更にそこからサリン製造へと発展する。

オウム真理教はソ連(現・ロシア)に進出した。その頃のソ連は崩壊寸前でお金さえ出せば何でも買える状態で、サリンの製造プラント一式と大型ヘリコプターを買って、上九一色村(現・富士河口湖町)に送った。大型ヘリは改造して東京の上空から70トンのサリンを撒く予定であった。しかし警察の強制捜査が迫ることを察知して、急遽、東京の地下鉄にサリンを撒いて、死者14人、負傷者6500人という未曾有の大惨事を起こしたのである。正に無差別大量殺人事件である。

それから30年経った。ある精神病院に元オウム信者が入院している。30年前に脱会したのだが、普通には生活できない。一見普通なのだが話してみるとやはりおかしい。自

分で考えて行動する事が出来ない。規制された中で制限されて生きる事に安心感を覚えるようだ。オウム真理教の修行には、ヘッドホンをして、麻原の声で、「修行をするぞ、修行をするぞ、お布施をするぞ、お布施をするぞ」と何日も繰り返して聞かせるものがある。私はこれを見た時、こんな事が修行になるのかと思いました。しかし、これを続けているうちに麻原の声と修行とお布施がセットで、これを続けなくてはいけないと思うようになってしまった。目隠しをされて暗闇の中で、麻原の声だけを聴いていると、何かの拍子に麻原の声を聴いただけで恐怖を覚え震え上がってしまう。これがマインドコントロールだろう。

この様にして信者の精神を崩壊させ、修行とお布施を続ける事を強要していた。これが宗教と言えるのだろうか。オウム真理教に囚われた信者たちが、果たして幸福と言えるのだろうか。事件に深くかかわった人たちは死刑になり、またひっそりと精神病院で暮らす人もいる。そうしたオウム信者の実態を多くの人に知ってもらいたいと思うのです。

このような実態を忘れてほしくないし、知らない世代の人達にも伝えていかなければならないと思っています。今後皆様方のご協力をお願い申し上げます。

## 法務大臣と公安調査庁長官に要請

令和6年12月13日(金)、オウム真理教対策関係市区町連絡会(会長・近藤やよい足立区長)は、鈴木馨祐法務大臣と田野尻猛公安調査庁長官に観察処分期限撤廃や解散命令の規定など7項目の法整備の要請を行いました。

要請行動には、加盟している13の市区町とオウム対策議員連盟の国会議員・都

議会議員をはじめ、区議会議員、市議会議員や住民協議会の足立区、甲賀市と私達烏山が参加しました。

参加した住民協議会からは、地下鉄サリン事件から30年経とうとしている中、風化の現状や麻原の遺骨を引き渡した後の危惧、アレフやひかりの輪へのさらなる監視の強化など具体的な心配や要望が出ていました。



法務大臣に要請書を手渡し



公安調査庁長官との意見交換

## 写真資料展のご案内

### 「パネルで振り返る地下鉄サリン事件(30年)」

実施期間 令和7年3月10日(月)～24日(月)

内容 事件当時のパネルを展示

場所 世田谷区役所東棟MB1階(半地下階)ホール、烏山区民センター・1階ホワイエ

主催 警視庁

共催 烏山地域オウム真理教対策住民協議会

# 第49回 抗議デモ・学習会を開催

令和6年11月9日(土)、烏山地域の町会・自治会に加え、衆議院、都議会、区議会の各議員も参加し、抗議デモと学習会を開催しました。

最初に烏山区民センター前広場にてシュプレヒコールをあげたのち、オウムの後継団体の一つであるひかりの輪の施設に向けてデモを行い、同施設前で抗議文を読み上げた後、投函しました。

区民センターホールでの学習会では、長年オウム真理教の犯罪

## 抗議文

地下鉄サリン事件から30年が経とうとしている。この事件で尊い14名の命が奪われ、6500名が負傷した。日本史上例を見ない無差別大量殺人事件である。その被害者への賠償金をオウム真理教は払わなくてはならない。3年前、オウム真理教犯罪被害者支援機構からの訴えで、10億2500万円の支払いが確定した。しかし、アレフは預金を隠し、財産を振り分けて支払う素振りもない。

オウム真理教の歴史は、犯罪の歴史である。オウム真理教は、修行中に亡くなった信者を高温の焼却機に入れて灰にして処分し、敵対する人にVXガスを浴びせて殺傷を図った。坂本弁護士一家3人は殺害され帰らぬ人となってしまった。心を豊かにするはずの修行は、殺人の積み重ねだった。

上祐は何を目指して、いまだにひかりの輪を運営しているのか。観察処分から逃れて、またオウム真理教を復活させたいと思っているのか。

こんな監視の厳しい所では、意図する活動も出来るはずもない。早く解散して他の信者を自由にしたらどうか。その為の協力は惜しまない。

我々住民協議会は、ひかりの輪がこの烏山にいる限り、監視活動を続け、オウム反対の声を上げ続けることを宣言する。

令和6年11月9日

烏山地域オウム真理教対策住民協議会  
会長 古馬 一行

被害者支援に取り組まれている中村裕二弁護士、被害者ご遺族として高橋シズエさん、假谷実さんが講演されました。

中村弁護士からは、オウム犯罪の経緯や、未然防止ができなかった背景の説明があり、サリン事件から30年を迎えようとする現在でも、資産隠しにより被害者補償は進まない一方で、観察処分等の様々な法的措置にも関わらず活動は続いており、今後も監視を継続していくことが重要とお話がありました。

また、高橋シズエさんと假谷実さんからは、ご遺族となった悔しさや怒り、被害者支援活動に取り組まれてこられた経緯や成果の説明があり、長い時間が経過し、世の中の関心が薄れてきている中、風化を止める為に連携していきたいとの発言がありました。

講演者の方々からは、本協議会が地域密着で長年活動を継続していることを評価して頂く発言が続き、今後も活動を継続していく思いを新たにしました。

また今回は、マスメディア（TV、新聞、通信社）の他、オウム事件に関心を持つ大学生も取材に来ました。今後も情報発信を続けていきます。



## <学習会及び協議会活動への感想>

～以下、学習会アンケートから一部抜粋～

### 【学習会への感想】

- \* 継続して、オウム真理教への対策、抗議を住民が続けることの必要性を感じました。
- \* 当時学生であり、はっきりとサリン事件の事も記憶しています。社会不安をかき立てられるとともに、地下鉄や電車に乗ることに恐怖を憶えた。この事件を起こした団体が解散されることなく今も活動していることに怒りを感じる。解散して欲しい。
- \* 賠償金未払い、資産隠し、不報告など現教団もなお悪質性が根底に潜んでいることを知ることが出来た。貴重な活動を継続されているご遺族、弁護士はじめ関係者のご尽力を忘れてはいけないと感じた。
- \* 今のひかりの輪の問題点について知りたかったが、まったく情報がなく残念だった。
- \* オウムの起こした恐ろしい事件。そのことを風化させないことが再発防止の要だと思

いました。また、中村弁護士による事件の時系列の振り返り、高橋シズエさん、假谷さんの生の声は良い学びになりました。

\* 30年ですか！風化させてはいけません。そのために何度聞いても聞き足りない良い内容でした。高橋シズエさんの協議会への言葉良かったです。継続と連帯ですね。

\* サリン事件から30年。烏山の対策住民協議会発足から24年。私も忘れそうになる。こうして定期的に学び直し、考える機会は重要です。ゲストの高橋シズエさんのこれまでのご活動、ご苦勞に敬意を表します。「信者は怠惰」という指摘は印象的でした。

### 【住民協議会への感想】

\* ひかりの輪が移住してきたことにより活動が始まり、24年間の活動は並大抵ではないと思います。ありがとうございます。

\* 次世代にきちんと伝えていく大切さ、住民協議会の果たす役割は大きいと思います。

\* 今日のシュプレヒコールは良かった。商店街で通行人、買い物客たちに、烏山にひかりの輪の施設があること、その解決のためのデモ行進であることをもっとたくさんアピールするともっと意味あるものになると思います。

\* デモの度に「忘却」との闘いを感じます。事件とカルト宗教の活動実態をいかに正しく伝えていくか、私たちの絶え間ない活動が必須です。

\* 毎日の見張りにどの程度の効果があるのかな!? もう少し直接的なアプローチはできないものか。

-----  
このアンケートを通じて私達の活動に賛同して下さる方が新たにお仲間になって下さいました。継続することの意義を深く感じています。これからも住民協議会の活動にご支援、ご協力をよろしくお願い致します。

協議会ホームページアドレス <https://www.karasuyama-kyogikai.jp>

この協議会ニュースは、皆様の募金により発行されています。

